

提供」の継続を求める意見書提出方請願についての5件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第4、議案第54号 長井市議会議員及び長井市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。よって、議案第54号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第5、議案第55号 長井市営バス設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。よって、議案第55号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第6、議案第56号 長井市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。よって、議案第56号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第7、議案第57号 長井市山形鉄道運営助成基金条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。よって、議案第57号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第8、請願第2号 「福島原発事故避難者への住宅無償提供」の継続を求める意見書提出方請願の1件について、総務委員長の報告は、採択であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。よって、請願第2号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

厚生常任委員会審査報告

○**渋谷佐輔議長** 次に、厚生常任委員会の審査の報告を求めます。

小関秀一委員長。

(小関秀一厚生常任委員長登壇)

○**小関秀一厚生常任委員長** おはようございます。

平成28年第3回市議会定例会において厚生常任委員会に付託になりました議案2件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告を申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る9月14日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め、審査をいたしております。

それでは、議案第53号 長井市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、長井市交通安全対策会議条例における第1号委員の定数を2人から2人以内に改正

するため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、交通安全対策会議の中で長井市交通安全計画を作成することとなっているが、現在はどのような状況なのかとの質疑がなされ、市民課長からは、長井市交通安全計画は5年に1度策定され、このたび第十次計画を策定することとなる。現在、国の計画を受けて県が計画を策定しているところであり、長井市ではこの県の計画を受けて第十次長井市交通安全計画策定に向けた準備を開始するところであるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、長井市交通安全計画は策定後速やかに公表することとなっているが、前回策定した長井市交通安全計画は公表されているのかとの質疑がなされ、市民課長からは、現在はホームページでの公表はしていないが、今後掲載していきたいと考えているとの答弁を受けたところであります。

さらに委員からは、今までの長井市交通安全対策会議は定数の上限に満たない人数で開催をしていたのかとの質疑がなされ、市民課長からは、国、県、市それぞれの機関で体制が変わることにより出席者数が変わってしまう可能性がある。定数以内であることに間違いはないが、定数が4人以内の場合であれば1人から4人の間の人数で開催をしていたとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、第4号委員は8人以内となっており、長井市の範疇であるわけだが、市職員の中から委員を選出して支障はないのかとの質疑がなされ、市民課長からは、市民課以外に3人お願いし、市民課から選出した事務局3人も委員として参加するが、支障はないとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第58号 長井市すみれ学園設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上

げます。

本案は、長井市すみれ学園の通所児童の増加及び建物の老朽化に伴う施設の移設により、長井市すみれ学園の所在地を変更するため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、移転したことにより、今までより園の面積が広がったが、条例上の定員10名をこれからふやしていく方針なのかの質疑がなされ、子育て推進課長からは、申し込みがふえて待機が発生する事態になれば検討するが、定員を超えることはないと考えているとの答弁を受けたところであります。

さらに委員からは、登録者は10人以上でもよく、実利用人数が定員10人を超えても差し支えないとの解釈でよいのかとの質疑がなされ、子育て推進課長からは、そのような形で進めているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、年度途中であっても職員が不足となれば体制の変更をするのかとの質疑がなされ、子育て推進課長からは、例年、4月1日以降に追加で利用されるお子さんが多いため、職員に不足が生じた場合は補正予算等で対応し職員を追加しているとの答弁を受けたところであります。

さらに委員からは、登録者、入園希望者の受け付けは何月何日までと決めているのか、または決めずに受け付けているのかとの質疑がなされ、子育て推進課長からは、すみれ学園の場合、2月か3月あたりに一旦受け付けて職員の体制をとることになるが、その後も随時受け付け、入所決定をしていく形になっているとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で厚生常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○**渋谷佐輔議長** 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございません

か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第9、議案第53号 長井市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例の制定について、及び日程第10、議案第58号 長井市すみれ学園設置条例の一部を改正する条例の制定についての2件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第9、議案第53号 長井市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。よって、議案第53号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第10、議案第58号 長井市すみれ学園設置条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。よって、議案第58号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

産業・建設常任委員会審査報告

○**渋谷佐輔議長** 次に、産業・建設常任委員会の審査の報告を求めます。

梅津善之委員長。

(梅津善之産業・建設常任委員長登壇)

○**梅津善之産業・建設常任委員長** おはようございます。

平成28年第3回市議会定例会において産業・建設常任委員会に付託になりました議案3件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る9月15日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め審査をいたしております。

なお、議案の当該箇所につきましては、現地踏査をいたしましたことを申し添えます。

それでは、議案第50号 市道路線の認定について申し上げます。

本案は、国道287号長井南バイパス建設に伴う4路線、県道の移管に伴う1路線、最上川築堤事業に伴う1路線について、市道路線の認定を行うため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、今泉停車場線は歩道の延長の整備が進んでいない。通学路であり、朝晩の今泉駅への送迎の車も多いことから、市として今後どう整備していくのか。また、県との移管に伴う調整の中で歩道の延長を強くお願いしていただきたいと思うがどうかとの質疑がなされ、建設課長からは、歩道の延長は、沿線住宅や車庫等の補償等で高額な事業費が発生すると思うので、グリーンベルト等の設置で対処を行っていきたいと考えている。移管については県と調整を行っており、修繕もしくは維持管理に必要な物件については県からの補償で今後整備をしていくことになっているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、亀ヶ森線は最小幅員が2メートルとなっており、終点が公の道路に接していないが、市道の認定基準に合致しているかとの質疑がなされ、建設課長からは、市道の場合は始点もしくは終点がほかの市道に接してい